

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（公園スタジアム課）

一 趣旨

都市公園の公園施設の利用等に係る料金の額の範囲を変更するとともに、公園施設の設置等の許可に係る使用料の額を改定する等するための改正

二 内容

(一) 公園施設の利用等に係る料金の額の範囲の変更

(例) 埼玉スタジアム2002（一箇所・一時間当たり）

現行 六一九、四〇五円以下

改正後 一、二〇〇、〇〇〇円以下

屋内運動場及び体育館（一箇所・一時間当たり）

現行 七、三六九円以下

改正後 一二、二八〇円以下

音楽堂及び野外ステージ（一箇所・一時間当たり）

現行 八、二四九円以下

改正後 一五、五七二円以下

物品の販売、興行その他の営業行為（一平方メートル・一時間あたり）

現行 四円以下

改正後 八円以下

(二) 公園施設の設置等の許可に係る使用料の額の改定

(例) 土地（一平方メートル・一月当たり）

現行 九三五円

改正後 路線価又は標準宅地の価格

を考慮して知事が別に定め

る額に千分の三・五を乗じ

て得た額

(三) 指定管理者の管理区域から公園施設の設置管理許可を受けた者の管理区域を除く旨を明文化するため、第二十二条第一項第二号中「維持管理」の下に「（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号において同じ。）」を加える。

三 施行期日

令和八年四月一日

ただし、第二十二條第一項第二号の改正規定は、公布の日